



府政共生第757号
平成27年6月22日

公益社団法人日本小児科学会会長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
参事官（青少年環境整備担



平成27年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」における広報啓発活動の
御協力について（依頼）

初夏の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より、児童ポルノ排除対策に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、児童ポルノをめぐるのは、昨年6月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の一部改正がなれ規制の強化が図られ、本年7月15日からは児童ポルノ所持罪についても罰則が適用されることとなっております。

また、平成25年5月に策定しました「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づいて、関係省庁において各種取組を推進しているところでありますが、昨年中、児童ポルノの検挙件数は1,828件、検挙人員が1,380人といずれも過去最多となるなど極めて憂慮すべき状況にあります。

こうした中、スマートフォンの普及を背景に青少年によるインターネット利用が急速に拡大し、インターネット上の犯罪や薬物に誘う内容、著しく残虐、わいせつな内容の有害情報に触れる機会が増大しているほか、インターネットの利用に起因して、児童ポルノを始めとする性犯罪被害など深刻な問題が生じています。

政府では、多くの青少年が夏休みとなる7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」とし、各省庁、地方自治体及び関係団体等と連携して、青少年の非行・被害防止のため、様々な活動を集中的に実施することとしており、特に、いじめや暴力行為に悩み苦しむ子供たちのSOSを受け止める相談窓口の充実と周知徹底や、学校と警察を始めとする関係機関の連携強化等を進めることとしております。

内閣府におきましては、同月間の取組について新聞広告やラジオ、ホームページ等を通じた広報活動を推進するほか、青少年のインターネットの適切な利用を促進するための保護者向けリーフレットを作成し広報啓発を行うこととしております。

貴台におかれましては、本月間の趣旨を踏まえ、青少年の非行・被害防止に向けた広報啓発活動に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、保護者向けリーフレットは、内閣府ホームページからダウンロードすることも可能となりますが、広報啓発活動においてリーフレットが必要な場合は、下記連絡先まで必要部数をお申し付けください。